

## 大分県公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第4条の規定により策定された基本方針（平成12年総理府告示第11号）及び同法第5条の規定により策定した実施方針（平成13年大分県公告）に基づき、大分県女性・消費生活会館（仮称）整備事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定に当たっての評価の結果について公表します。

平成13年7月10日

大分県知事 平 松 守 彦

### 特定事業（大分県女性・消費生活会館（仮称）整備事業）の選定について

#### 第1 評価の結果

大分県女性・消費生活会館（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、大分県（以下「県」という。）が直接実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた県の財政負担額を9%縮減することが期待できるとともに、データセンター等の附帯施設の整備により地域の活性化を期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法に基づく特定事業として選定する。

#### 第2 評価の内容

##### 1 評価方法

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた県の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。
- (2) 県の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。
- (3) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における地域活性化の効果について、定性的な評価を行った。

## 2 県の財政負担額算定の前提条件

県が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件を次表に示す。

県の財政負担額算定の前提条件

	県が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	設計費 建設費 維持管理費・修繕費	PFI事業のアドバイザー費用 賃借料として支払う費用の総額 維持管理費として支払う費用の総額 事業中のモニタリング費用 事業期間終了時の本事業の譲渡に要する費用 事業者からの税収（県税）を調整
共通の条件	割引率 4% 事業期間 31年3ヶ月（設計・建設期間1年3ヶ月、維持管理期間30年） 施設規模 女性・消費生活会館面積 約2,000㎡	
設計・建設に関する費用	県及び同規模の類似公共施設等の実績を勘案し建設費を設定 建設費を勘案し設計費を設定	県が直接実施する場合に比べて、20%の縮減が実現するものとして建設費を設定 建設費を勘案し設計費を設定
維持管理及び修繕費・更新費に関する費用	県及び同規模の公共施設等の実績等を勘案し、維持管理費及び修繕費・更新費を設定	県が直接実施する場合に比べて、維持管理費20%、修繕費・更新費10%の縮減が実現するものとして設定
資金調達に関する事項	一般財源 30% 県債 70%	自己資金 20% 民間金融機関からの借入れ 80%

### 3 財政負担の比較

上記の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、県が直接実施する場合の財政負担額を 100 とし、指標により比較を行う。

	県が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
<b>財政負担の比較</b>	<b>100</b>	<b>91.0</b>

### 4 地域活性化効果

本事業によってデータセンター等の附帯施設が整備され、本県情報化の拠点となるなど財政負担の縮減に加えて、地域活性化効果を期待することができる。